北海道食育コーディネーター制度事務取扱要領

制 定:平成18年12月26日付け食政第1223号 一部改正:平成22年 3月24日付け食政第1219号 一部改正:平成24年 2月17日付け食政第1377号 一部改正:令和元年12月17日付け食政第800号 一部改正:令和6年3月26日付け食政第1541号

第1目的

この制度は、「食育」に係るさまざまな分野で専門的な知識や経験を有する方々を北海道食育コーディネーター (以下「コーディネーター」という。)として登録し、市町村、団体、「食育」に取り組んでいるあるいはこれから取り組も うとするグループ等(以下「団体等」という)の要請に従ってコーディネーターを派遣して、必要な指導、助言等を行う ことにより、地域の特性を活かした「食育」の推進に資することを目的とする。

第2 コーディネーターの登録

- 1 道は、食育に関する知識や経験を有する方々を、本人の承諾を得て登録する。また、専門分野は次のとおりとする。
- (1) 食事を楽しむ(食事のマナー、郷土料理、アイヌ料理、食文化など)
- (2) 味覚を育てる(味覚教育など)
- (3) 食べものと心と体の関係を知る(健康づくり、咀嚼・歯、食習慣など)
- (4) 体によい食べものを選ぶ知識を身につける(栄養バランス、食品の機能、食品衛生など)
- (5) 日本型食生活のよさを知る(日本料理、箸文化など)
- (6) 食の情報を見分ける知識を身につける(食品の表示、道独自の表示など)
- (7) 基本的な調理技術を身につける(調理技術、衛生、保存食など)
- (8) 食べものの大切さを知り、自然の恵みに感謝する(農・林・水産物、農林漁業の多面的機能など)
- (9) 食べものの作られる過程などを理解する(流通、体験、食の自給率など)
- (10) 食を通じて環境について考える(フードマイレージ、エコクッキング、食と環境との関係など)
- (11) 地域の食育推進に関すること(体制づくり、実践方法など)
- 2 新規登録の候補者は、道による選任またはコーディネーターからの推薦によるものとする。
- 3 登録期間は1年とする。なお、本人から辞退の申し出がないときは、登録期間は1年毎に自動的に延長されるものとする。
- 4 道は、登録したコーディネーターに関する情報をホームページで公開するとともに、団体等に周知する。

第3 コーディネーターの業務

- 1 食育の担い手となる人材を育成する。
- 2 食育の具体的な手法等について指導、助言等を行う。
- 3 食育に関する課題解決に必要な情報の提供を行う。
- 4 その他食育に関する事項について指導及び助言を行う。

第4 コーディネーターとの連絡調整等

- 1 コーディネーターの指導、助言等を希望する団体等は、派遣を希望するコーディネーターと日時、指導、助言内容等を別記様式1「北海道食育コーディネーター派遣申込書」に記入の上、農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課に提出するものとする。
- 2 農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課は、団体等からの申込内容をコーディネーターと調整の上、 その結果を団体等に回答する。
- 3 コーディネーターの内諾後は、団体等がコーディネーターと直接連絡調整するものとする。

第5 謝金等の支給

コーディネーターから指導、助言等を受けた団体等は、あらかじめ相互に確認した額の謝金及び旅費をコーディネーターに支払うものとする。

第6 結果の報告

団体等は、別記様式2「北海道食育コーディネーター制度・事業実施報告書」を農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課に提出するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成18年12月26日から施行する。
- 2 この要領の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要領の一部改正は、令和元年12月17日から施行する。
- 5 この要領の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。